

令和7年度第3回習志野市いじめ問題対策委員会 会議録

1 開催日時 令和8年3月13日（金）午後1時30分～午後2時28分

2 開催場所 市庁舎2階会議室2-1、2-2

3 出席者 (1) いじめ問題対策委員

委員長	高橋	馨
委員	阿部	学
委員	田久保	直子
委員	堺	淑子
委員	前田	泰宏

(2) 説明員

教育長	小熊	隆
学校教育部長	三角	寿人
学校教育部次長	渡辺	雅和
指導課主任指導主事	櫻井	智之
指導課指導主事	辻本	諒

(3) いじめ問題対策委員会事務局

教育総務課長	早川	誠貴
教育総務課人事係長	原	晶仁
教育総務課主事	小杉	秀次朗

4 議題及び公開・非公開の別

議題1 令和7年度のいじめアンケートの結果と考察について【公開】

議題2 いじめ重大事態に係る調査について（諮問）【非公開】

※習志野市情報公開条例第8条第1号及び第4号に該当する非公開情報を扱うことから非公開とする。

5 傍聴者数

0名

## 6 議事

### 【開会】

(早川教育総務課長)

それでは午後1時半、定刻になりましたので、会議を開催したいと思います。本日は皆様大変御多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、事務局を担当いたします、教育総務課長の早川誠貴でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事進行になりますけれども、こちらにつきましては、当委員会の設置条例第12条第3項の規定によりまして、高橋委員長に進行いただくことになっております。今後の進行は高橋委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(高橋委員長)

よろしくお願い致します。お手元に配付してあります会議次第を御覧ください。今日はこの議事次第に沿って事務局から説明していただき、そのあと皆様から御意見をいただく形で会議を進めたいと思います。これより、令和7年度第3回習志野市いじめ問題対策委員会の会議を開会いたします。

本会議は規定によりまして、委員の過半数以上の出席が成立要件になっておりますが、ただいまの出席委員は5名であります。よって、本会議は成立いたしました。

### 【日程1】

(高橋委員長)

日程第1は、会議の公開についてです。本日の会議は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針により、原則公開となっております。

しかし、本日の議題において日程第4、議題に米印がついているところですが、「いじめ重大事態に係る調査について（諮問）」につきましては、習志野市情報公開条例第8条第1号及び第4号の規定に該当する「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害する恐れのある事項」であることから非公開とすべき事項だと思われるので、ただいまから協議いたします。お諮りいたします。いかがでしょうか。この点非公開としてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(高橋委員長)

異議なしと認め、議題(2)「いじめ重大事態に係る調査について（諮問）」につきましては、非公開とすることに決定いたしました。

傍聴者につきましては、定員に達するまでの間は入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室がありますので御承知おきください。なお、非公開議題がありますので、私の指示に従い、その際は退出していただきます。入室につきましては非公開である議題が終わり次第、再度私より案内させていただきます。

## 【日程2】

(高橋委員長)

次に、日程第2、会議録の作成等についてお諮りします。会議録につきましては全文筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名等を記載した上で、非公開の審議事項除く記録や資料について、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにて公開したいと考えますが、御異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(高橋委員長)

御異議ないようですので、そのように取り扱うことに決定いたします。

## 【日程3】

(高橋委員長)

次に、日程第3、会議録署名委員の指名についてです。会議録の作成に当たりまして、正確性、公正を期するため、会議録署名委員を私から指名させていただきたいと存じますが御異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(高橋委員長)

異議なしと認めます。それでは名簿順に従って、田久保委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 【日程4】

(高橋委員長)

それでは日程第4、議題(1)令和7年度のいじめアンケートの結果と考察について、説明員から説明をお願いいたします。

(櫻井主任指導主事)

指導課の櫻井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度いじめアンケートの集計結果について御報告いたします。お手元に配付しております、令和7年度いじめアンケート集計結果(報告)というものを御覧ください。まず、いじめアンケートの概要について御説明いたします。(1)の目的を御覧ください。1点目は、市内の全ての小中学校の児童生徒を対象に、定期的にアンケートを実施することで、各学校が自校のいじめの実態を把握し、いじめの早期発見、早期対応、そして未然防止につなげることです。目的の2点目といたしましては、教育委員会がアンケート結果を集計、分析し、市全体としてのいじめの実態を把握することです。その結果をいじめ問題対策委員など、関係機関と共有し、今後の対策や支援の充実に生かしていくことを目的としております。

(2) 本アンケートの生かし方を御覧ください。各学校は、アンケートで認知したいじめについて、事実確認、いじめられた児童生徒への支援、いじめた児童生徒への指導、該当児童生徒の保護者への連絡を行い、いじめ問題の解決を図るためにアンケートを実施しております。また、教育委員会は集計結果について、市内の小中学校のいじめの問題の傾向を分析、考察し、今後の指導事項、配慮事項をまとめ、各学校へ伝達するとともに、各関係機関への情報提供を行い、連携等に生かすようにしております。

続いて、アンケート実施上の配慮事項です。記名式アンケートにつきましては、小学生、中学生ともに年3回実施しております。基本的には、家庭に持ち帰って回答する形をとっておりますが、小学生の場合は、学校で記入してから家庭に持ち帰るなど、学校の実態に応じて実施しております。これは児童生徒が安心して回答できる環境を整えるとともに、保護者にも内容を確認してもらうことを目的としております。また、アンケートの内容で、いじめられたと回答した児童生徒については、アンケート実施後に担任が個別の聞き取りを行っております。その際、児童生徒が精神的な苦痛を感じていると判断された場合には、全ていじめとして認知し、管理職へ報告することとしております。さらに、無記名式アンケートも年3回実施しております。これは記名式では書きにくい内容を把握することやいじめの解消状況を確認することを目的としています。なお、こちらのアンケートについては、原本を5年間保管するものとしております。

それでは、アンケートの集計結果について説明いたします。2ページ目の資料1を御覧ください。裏面になります。資料1は学年別のいじめ認知件数をまとめたものとなります。1学期から3学期までの記名式アンケートの結果をもとに作成しております。この結果を見ると、学年が上がるにつれて、認知件数が減少する傾向が見られます。これは例年、このような傾向が見られております。また、学期別では、1学期の認知件数が最も多く、3学期にかけて減少する傾向も見られております。これも例年と同様でございます。ただし、認知件数が少ないからといっていじめがなくなるとは限りません。学年が上がるにつれて、人間関係が複雑になり、表面から見えにくいいじめが発生する場合もあるため、引き続き丁寧な対応を各学校に指示しております。

続いて3ページ目、資料2を御覧ください。資料2は、いじめられた相手についてのまとめです。小学生では、同じクラスの相手が最も多く、次に同じ学年が多くなっております。また、これらの認知件数は、学期が進むにつれて減少する傾向が見られています。中学生でも、同じクラス、同じ学年が多いという傾向は同様となります。また、中学生では部活動に関するいじめの認知が見られ、特に2学期にやや増加している傾向が確認されています。

続いて、4ページ目、資料3を御覧ください。資料3は、いじめの態様、つまり、どのようないじめがあったのかをまとめたものになります。小学生、中学生ともに、からかい等が最も多く、他の項目と比べて特に多い結果となっています。小学生では2番目に暴力、3番目に仲間外れ・無視が多くなっています。一方、中学生では、2番目に仲間外れ・無視、3番目に暴力という結果になっています。

続いて5ページ目、資料4を御覧ください。資料4は、いじめられたとき誰かに相談したか

どうか、についての結果です。いじめが認知された件数のうち、アンケート実施時点で相談していた割合は、小学生が約71%、中学生が約63%となっております。相談しなかった理由としては、迷惑をかけたくない、自分で解決できると思った、恥ずかしいといった理由が挙げられています。また、相談するといじめがひどくなるのかもしれないと考え、相談を控える児童生徒も一部見られております。このことから、児童生徒が安心して相談できる環境づくりが重要であると感じております。

続いて、6ページ目、資料5を御覧ください。資料5は、相談相手についてまとめたものです。小学生、中学生ともに、家族、担任が相談相手として多くなっております。このことから、児童生徒にとって身近な存在である家族や担任が重要な相談相手となっていることが分かります。また、それ以外でも、教職、それ以外の教職員、友人、スクールカウンセラーなどに相談しているケースもあります。

続いて7ページ目、資料6をご覧ください。資料6は、相談しなかった理由についてまとめたものです。小学生、中学生ともに、誰に相談すればよいか分からないという回答が一定数見られます。また、小学生ではいじめがひどくなるのかもしれないという理由について、3学期は減少傾向が見られます。このことから、学校での相談体制や支援体制について、少しずつ理解が進んでいることもうかがえます。

最後に、8ページ目、資料7を御覧ください。資料7はいじめアンケートの事後確認についてまとめたものになります。令和7年度1学期及び2学期のアンケートで認知されたいじめについて、2月末時点での状況を確認した結果、小学校では14件、中学校では4件が継続している事案として回答されています。解消率としては小学校が99%、中学校が95%となっております。これは、いじめアンケートによって早期に事案を把握し、学校が組織的に対応し、解消につなげたことが1つの要因と考えられます。

しかし、この未解消の件数にありますように、認知から3か月以上経過しても解消に至らない事案もございますので、今後も継続した見守りと対応が必要となってきます。この未解消の14件と4件に関しましては、令和8年度の1学期のいじめアンケートで、継続しているかどうか確認し、解消を確認してまいりたいと考えております。

以上で、令和7年度いじめアンケート集計結果の報告となります。

御意見をよろしくお願いいたします。

(高橋委員長)

今回のアンケートで、顕著な傾向というものはあるのでしょうか。

(櫻井主任指導主事)

御質問にお答えします。顕著な傾向というところは特になく、例年通りの傾向になっているかなと感じております。

(高橋委員長)

はい、分かりました。それではご質問があればお願いいたします。

(阿部委員)

1ページ目の1(2)②で、これは集計結果だと思うのですがけれども、今後の指導事項、配慮

事項をまとめて各学校へ伝達する、というふうにあるのですけども、例えばどういう事項があるのかということが1点で、もう1点が、例えば、5ページの資料4、いじめられたとき誰かに相談をしたかという、相談した子とない子の割合があるのですけれども、これ例えば、この隣のページの資料のからかい等だとあんまり相談しないとか、暴力だと相談するとか、そういうのに応じたものがあると解決できそうだなみたいなものが場合によってはあるのかなとも思うので、その辺りの考察がもしあればお聞かせいただきたい。

以上です。

(櫻井主任指導主事)

今回、配慮事項、伝達事項については、ひとまず3学期の集計が終わった段階でございますので、今後さらに分析を進めていく中で、次年度、校長会議の中で、どのように学校に伝えていくかというところをまとめていくこととなります。今まとめたばかりなので具体的にどういったところはないのですが、次年度の定例のいじめ問題対策委員会の中では、学校に対してこういう伝達をしているという内容を御報告することができるかと考えております。

今年度の傾向の中で、SNSや性に関するような事案が複数発生しておりますので、そういったところでの対応について、やはり、どのように学校が適切に対応できるかというところでは、きちんと示していかなければいけないと考えておりますので、そういった部分も含めて——特に三重県においては児童生徒間における性暴力に関する対応マニュアルみたいなものを作成しておりますので、そういった他自治体の取り組みを参考にしながら、習志野市として取り組めることをしっかりと伝達してまいりたいと考えております。

また、相談していない件数といじめの態様の関連についてはこれまでひもづけて考えておりませんでしたので、今後どのような形でひもづけていけるのか、検討してまいりたいと考えております。

御意見ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだと思いますので、そういったところも踏まえた上で、考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(堺委員)

4ページの資料3、小学生のいじめの態様のところで、その他が466件と多いのですが、具体的にはどういうところが多いのかということが1点と、あと2点目は、5ページの資料4の相談できなかつたというのが小学生で1%、中学生で8%とあるのですが、これは先ほどの迷惑をかけたくないからとか、その辺になってくるのかどうかを教えていただきたいと思います。

(櫻井主任指導主事)

その他の内容としては、小学校では、例えば防犯ブザーにいたずらをされたとか、プールの中で足を引っ張られたとか、変なあだ名で呼ばれたとか、どこかに分類できるような内容もあるのですが、回答としてその他になっております。小学生というところで、それぞれの項目に当てはめたらいいのかが分からなくてその他になっている、という事案も見られるのかなというふうに考えております。

その辺は、学校の方で、これをきちんと分類できるように、今後検討していきたいと思って

います。しっかり分類できるところも実際にあると思います——持ち物をいじられたという回答は、いたずらにもなると思いますので。そういったところをきちんとできるようにしていきたいと思います。そうすればその他が減ってくるかと考えております。

また、相談できなかったについては、いろいろ御意見としてはありまして、具体を申し上げますと、迷惑をかけたくなかったから、恥ずかしいからとあるのですが、それぐらい我慢なさいと言われると思ったとか、すぐにやめてくれたので大したことはないと思ったからとか、いろいろな理由があるのですけれど、その辺についても要因を分析していきたいと思います。ありがとうございます。

(堺委員)

6ページの資料5のいじめられたとき誰に相談をしたかの中で、学校以外の相談員というのは、例えば、どういうところだったりしますか。

(櫻井主任指導主事)

学校以外の相談員となりますと、データを確認しないと分からないところはあるのですが、学校以外の相談となってくると本市のフレンドあいあいにおります教育相談員、子どもと親のサポートセンターと繋がっている事例もあるのかどうかは把握できておりませんが、それらの学校にいる教育相談員ではない方に来所相談等を利用している御家庭は結構多いです。もしくは、医療機関等にかかっていたらそこの相談というのも考えられると思います。すみません、具体的なデータが今ないので、お答えできないのですが。

(田久保委員)

人権擁護委員として、人権教室などをやったり、相談をしたという電話が来たりするのですが、そういうところに相談をした——例えばSOSミニレターが全員に配られたりしますよね、そういうもので相談をしたとか、委員会の方に繋がるいじめ相談メールみたいもので来ているということはあるのですか。

(櫻井主任指導主事)

匿名メール相談の方は総合教育センターが所管にはなりますけれども、指導課と情報共有はしているところです。その中で、友達に仲間外れにされて嫌な思いをしたといった具体的な相談は、もちろん匿名メールで上がってきてはいるのですが、匿名のメールなので、匿名性を担保する意味で、具体的に誰なのかということとは分からない部分があります。さらに、匿名での相談をしているので、その匿名で相談したことをこのアンケートできちんと回答するかどうかというのは、相談したと答える児童生徒も一定数いると思いますし、反対に匿名で相談したのでここには書かないという児童生徒もいるということも考えられます。

はい。

(田久保委員)

たまに、法務局の電話相談に行ったときにSOSミニレターの返信作業に行くのですが、時々習志野市のこどものお手紙に当たることがあるのです。だから、どのくらいの子がそういうのをしているのかなというのが分かるといいなと思いました。

(櫻井主任指導主事)

相談メールの件数なども、次のときには出せるようにしておきます。

(田久保委員)

人権教室をやったときには、大体3年生、4年生が中心なのですが、授業の中でいろいろとビデオを見てみんなで話し合った後、最後には、もし自分がいじめられたらどうしますかということを取らず時間を取って、聞くようにしているわけです。そうすると、もう3年生、4年生は、一応知識としては分っているので、先生に相談する前に相談するということはきちんとってはくれるのですが、その場になったときに、知っていてもそこが本当にできるかどうかというところは1つ段階があるのかなと思いますので、そのとき必ず「絶対助けてくれる大人がいるから」、「絶対1人じゃないから」だけは付け加えて言うようにはしているんですけど——そういうのがなるべく伝わってくれるといいと思っています。

(櫻井主任指導主事)

確かにメール相談についても、傾向としては、総合教育センターの方で各学校を回ってメール相談の学習会のようなものを行った後、特にその学校からのメール相談が増えるという傾向があります。やはり相談窓口を知ったというところで、アクションを起こす児童生徒は必ずいると考えておりますから、そういった啓発をしっかりしてまいりたいと思います。

(高橋委員長)

他に御質問、御意見があればお願いします。ありませんか。

質疑なしと認めます。

続いて、議題(2)「いじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態に係る調査について(諮問)」に係る内容は非公開となります。

※議題2は非公開となるため、会議録の公開はしない。

## 【日程5】

(高橋委員長)

それでは日程第5、その他といたしまして、事務局から連絡等がありましたらお願いいたします。

(早川教育総務課長)

様々な御意見、今後調査をするに当たって様々な御意見を賜りましてありがとうございました。そちらの方を整理いたしまして、最初にどういう形で役割分担をするかとか、どういうルールでやっていくかとかということが、非常に大事かと思っております。今頂いた御意見も含めて、私のほうでワンペーパー、進め方についてペーパーをまとめさせていただいて、また委員の皆様と展開させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、この委員さんでは、3月末で任期満了となりますので、そちらの人選を進めまして、決まりましたら、委員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

(高橋委員長)

本日の日程は、以上となります。これをもちまして、令和7年度第3回習志野市いじめ問題対策委員会の会議を閉会します。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。